

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第139回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年11月22日（水）10時00分～11時03分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長代理）、相田 仁、大谷 和子、西村 暢史、
西村 真由美、森 亮二、矢入 郁子

（以上7名）

（2）総務省

柳迫事業政策課調査官、
井上料金サービス課長、
竹内料金サービス課課長補佐、古田料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
宇仁基盤整備促進課課長補佐、
川野利用環境課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

- ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3171号】
イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバー

サルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可) について

【諮問第3172号】

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3173号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3174号】

イ 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定について【諮問第3175号】

開 会

○山下部会長代理　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第139回を開催いたします。

本日は、三友部会長が校務で欠席のため、私が議事を進めさせていただきます。不慣れなものですから、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ会議での審議を開催しており、委員9名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日は、答申事項3件、諮問事項2件でございます。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3171号】

○山下部会長代理　初めに、諮問第3171号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」審議をいたします。

本件は、本年9月19日（火）開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、総務省において、9月20日（水）から10月19日（木）までの間、意見招請を実施いたしました。また、本件のうち、接続に関する事項については、10月26日（木）から11月8日（水）までの間、2回目の意見招請を実施し、その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、接続委員会の相田主査より御報告をいただきます。

それでは、相田主査から説明をお願いいたします。

○相田接続委員会主査　接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3171号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、資料139-1に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料139-1中、24ページ以降に掲載しておりますが、接続料の算定等に関する研究会の議論等を踏まえた規定整備を行うものです。本件につきましては、先ほど山下部会長代理から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見及び再意見を踏まえ、11月17日（金）に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず資料139-1の1ページにあります報告書の1に示したとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問された省令案等に修正を加えた上で改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別紙といたしまして、資料139-1の3ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただくとのことですので、よろしく願いいたします。

○竹内料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の竹内と申します。

ただいま相田主査より御紹介いただきました意見及びそれに対する考え方について、資料139-1の別紙2に基づいて御説明させていただきます。4ページを御覧いただければと思います。

意見募集及び再意見募集で、それぞれ7件と6件の御意見を頂戴しておりますが、まずは、接続料の算定等に関する研究会の報告書を踏まえた改正に対する御意見でございます。

具体的に、第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直しに関する御意見でございまして、ソフトバンクから頂戴したものでございます。利潤の算定に使用する β 値について、今般の議論で一応整理したわけでございますが、今後も引き続き、継続的に議論するべきとの御意見。その際、2つ目の白丸に示した3点の観点も踏まえて検討するべきとの御意見でございます。

こちらに対する再意見でございますが、KDDIからの御意見が一番上にございまして、ソフトバンク意見に賛同との御意見でございます。2つ目がNTT東西からの御意見でございまして、接続料の算定等に関する研究会の報告書の整理以降、特段の状況変

化が認められてないので、少なくとも現時点では見直す必要がないとの御意見でございます。

こちらに対する考え方でございます。こちらの意見及び再意見に関しては、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等で既に本審議会に考え方を示しているものでございまして、新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しの検討を行うことが適当と整理いただいているところでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。第二種指定電気通信設備の関係でございしますが、今般、接続料算定に係る様式等の見直しを行いましたので、そちらに対する御意見でございます。

意見2は、NTTドコモからの御意見でございますが、様式追加によって総務省において検討を行うこと自体には異存がないとの御意見でございます。付記されておりますが、今般、接続料の算定等に関する研究会の報告書において、一部MNOの採用する算出プロセスに改善の余地があると御指摘がありましたので、それを踏まえれば、総務省において令和4年度接続会計の適正性についても速やかに検証を行い、必要があれば、一部MNOはその対応を踏まえた上で、令和5年度中に実施する接続料算定において資産及び費用の再整理を行うべきとの御意見でございます。

こちらに対する考え方でございますが、まず、様式の見直しにつきましては、賛同の御意見と理解しております。加えて、令和4年度接続会計の取扱い等に関する意見及び再意見でございますが、こちらにつきましては、現在、接続料の算定等に関する研究会の下にワーキンググループを新たに開催してございますので、そちらで検討が行われていると承知しているという形で整理いただいているところでございます。

続きまして、9ページ、意見3を御覧ください。こちらが、先ほど相田主査から御紹介がありました、諮問された省令案に一部修正を加えることに関連する御意見でございます。

意見3でございますが、こちら Wireless City Planning からの御意見で、また同旨の御意見をUQコミュニケーションズから頂戴しているところでございます。今般の様式の追加に関しまして、両者では固定資産及び費用を全てデータ伝送役務に直課しているところでございますので、費用はデータと音声どちらに配賦しているかは一目瞭然であり、今般、新たに様式を追加することに伴う報告は不要ではないかとの御意見です。

こちらに対する考え方3のところでございますが、御意見のとおり、移動電気通信役

務のうち、音声又はデータどちらかだけを提供している事業者につきましては、どちらに固定資産及び営業費用が帰属するかは明らかと考えるので、二種接続会計規則第5条にただし書を加える修正を付すことを想定しているところでございます。

続きまして、11ページ、意見5を御覧ください。こちらソフトバンクからの御意見でございます。今般、様式を追加したわけですが、様々な形で詳細なデータ等の報告を求められているので、事業者の負担が重くなっていると理解している。今後、様々要求している様式や項目について、目的に照らしてしっかりと有効であるか検証し、十分効果が出ていない項目等については、廃止及び簡素化等の議論をしてほしいとの御意見でございます。

考え方でございますが、おっしゃっている点はごもっともでございますが、少なくとも今般の様式の追加につきましては、接続料の算定根拠として必要な記載を求めているものでございますし、適正性確保の観点から、必要なデータについては今後も引き続き提出を求めていくのが適当と考えてございます。その上で、一般論として、簡素化等に関する御意見につきましては、今後、総務省において必要な検討を行う際に参考とすることが適当と整理いただいているところでございます。

続きまして、14ページを御覧いただければと思います。ここからは、接続料の算定等に関する研究会の報告書の内容とは別の内容でございます。今般の状況変化を踏まえた必要な省令改正を行うものでございます。まず、今般、固定電話網のIP網への移行に伴って一部廃止される機能等について、接続料等の設定義務を外すなどの内容でございます。

意見6、ソフトバンクからの御意見でございますが、こちらは省令改正そのものについては異論がないとの御意見でございます。一方、代替として提供されるメタルIP通話卸につきましては、接続による代替性がないので、卸検証ガイドラインに沿った検証を行ってほしいとの御意見でございます。加えて、一部、メタル回線が駄目になっているエリアで光回線電話への切替えが進んでいるところでございますが、その場合、メタル回線と接続する事業者は顧客基盤を失うことになる。こういった場合に光回線電話に切り替わっていくのか、どのようなスケジュールで移行が行われていくかが必ずしも事業者目線から見てよく分からないので、明確化してほしいとの御意見でございます。

こちらについては、15ページの考え方6を御覧ください。まず、省令の改正そのものについては御賛同いただいておりますので、まず、そのように承っております。その

他の意見及び再意見については、総務省において今後検討するのが適当としてございますが、先ほど御紹介させていただいた卸検証の対象とするかどうかにつきましては、現状直ちに卸検証の要件を満たしているわけではないと理解してございますので、その旨を補足いただいております。加えて、光回線電話の関係については、今後、メタル回線の在り方を踏まえた検討が必要に応じて行われることが適当と整理いただいております。

18ページの意見7以降でございますが、詳細な御意見がございますけれども、主だった意見はここまで御紹介いたしましたので、説明は以上といたします。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。特にございませんでしょうか。今、チャットでお書きになっている途中であれば、御発声いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

事務局で御意見があるかどうか、確認されておりますでしょうか。どなたもお書き込みになっていないと思っておりますが。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でも特に書き込みは無いことを確認しております。

○山下部会長代理 承知しました。

それでは、御意見ございませんようですので、諮問第3171号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長代理 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3172号】

○山下部会長代理 続きまして、諮問第3172号「電気通信事業法第109条第1項

の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について」審議いたします。

本件は、本年9月19日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、9月20日水曜日から10月19日木曜日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○宇仁基盤整備促進課課長補佐 基盤整備促進課の宇仁でございます。

それでは、資料139-2に基づきまして、電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可について、御説明をさせていただきます。

まずは、資料の2ページを御覧ください。

御案内いただきましたとおり、電話のユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金の額等の認可申請につきまして、9月19日に本審議会に諮問をさせていただきます、翌20日から10月19日までの30日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果について御説明させていただきます。意見の提出は個人から1件ございました。

次のページを御覧ください。3ページになります。

具体的な御意見の中身としては、基礎的電気通信役務支援機関の予算の認可について、これは法令上、審議会等の諮問事項ではなく、十分な検証がなされていないのではないかとの問題意識から2つのポツがございます、1つ目、支援機関の各支出の妥当性について審査し、その内容を公表すべきではないか、2つ目、支援機関である電気通信事業者協会の経理区分について適切になされているか、確実に確認すべきではないかとのことでございます。

これに対する考え方を右に示しております。今回いただいた御意見が、基礎的電気通信役務支援機関の収支計画の認可手続等に関するものでございまして、これは本件の基礎的電気通信役務の第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可とは別の手続となりますため、今回の意見公募の対象外とさせていただいております。しかしながら、総務省の今後の施策の参考とすべきと整理させていただいております。

これを踏まえまして、お戻りいただきまして、1ページになります。答申書案を作成しております。記載事項について2つ、1つ目は、本件の第一種交付金の額及びその交付方法と第一種負担金の額及びその徴収方法について認可することが適当である旨を記載させていただいております。2つ目は、先ほど御説明申し上げましたパブリックコメントの結果とその考え方を添付しているものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長代理　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。もし今チャットを書きかけていらっしゃる委員がいらっしゃいましたら、御発声いただけますでしょうか。

○大谷委員　　大谷でございますが、よろしいでしょうか。

○山下部会長代理　　大谷委員、お願いします。

○大谷委員　　ありがとうございます。

今回のお取りまとめについて、基本的に賛同意見を申し上げたいと思います。ただ、寄せられた意見については、今回の意見招請事項とは異なる観点からの御意見ではございましたけれども、今後の施策の参考とすべき示唆をいただいているものと思いますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

○山下部会長代理　　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに意見等ございませんようですので、諮問第3172号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長代理　　ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3173号】

○山下部会長代理　　続きまして、諮問第3173号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」審議いたします。

本件は、本年10月6日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、10月7日土曜日から11月6日月曜日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○古田料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の古田でございます。

資料139-3を御覧ください。諮問第3173号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」でございます。

本件、令和5年10月6日に諮問しました案件となります。改正の概要については、37ページ目を御覧いただければと思います。

電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律として、通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止を規定しているものでございます。今般、競争ルールの検証に関するワーキンググループにおいて、規律の見直しの検討を実施し、令和5年9月11日に報告書が取りまとめられましたところ、当該報告書の内容を踏まえて、端末の割引上限規制、継続利用割引、対象事業者、その他について必要となる省令等の改正を行うものでございます。

ページ戻りまして、2ページ目を御覧ください。改正案に対する意見及びそれに対する考え方となります。意見募集は令和5年10月7日から11月6日に実施し、法人11件、個人11件の計22件御意見がございました。

意見1を御覧いただければと思います。テレコムサービス協会からの意見となります。端末割引上限額を現行の2万円以上に見直す合理的な理由はない、MNOとMVNO間の競争力の差が拡大するおそれがあるため、施行後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討することを要望との意見です。

審議会の考え方としては、端末代金の割引上限の見直しについては、競争ルールの検証に関する報告書を踏まえ、いわゆる白ロム割を規制の対象に加えるとともに、最新のデータに基づき、割引額の上限を原則4万円に見直すものであり、適当であると考え、また、いただいた御意見の後段については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見2を御覧ください。ソフトバンクからです。いわゆる白ロム割も含めて割引上限を設けることにより、現場に対し一定の抑制効果が見込める、規制対象となる事業者基準の緩和について、本来は事業規模によらず対象の小売サービスを提供している全事業

者に公平に提供されるべきものであり、公正競争の観点から問題であり、また、利用者の混乱も生じさせることから適当ではないとの意見です。

審議会の考え方としては、端末代金の割引上限の見直しの御意見については、賛同の意見として承る、規制対象となる事業者については、電気通信事業法第27条の3では、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者は規制の対象から除くこととされていると承知しており、事業規模によらず全事業者に規制を適用すべきとの御意見は、法の趣旨に照らして適当ではなく、報告書を踏まえ、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者を指定対象外とする本省令案は適当であると考えているとしております。

続いて、指定事業者の範囲に係る見直し関係となります。意見3を御覧ください。オプテージからです。指定事業者の範囲の見直しの省令案に賛同との御意見です。

審議会の考え方としては、賛同の御意見として承るとしてしております。

意見4を御覧ください。ソフトバンクからです。意見2と同じ内容ですので、詳細は割愛させていただきます。

意見5を御覧ください。楽天モバイルからです。MNOであっても新規参入時点では競争への影響は限定的であることから、今後はMNO、MVNOの区別をなくした上で、指定事業者の範囲を基準化し、これに基づき指定する運用とすべきとの意見です。

審議会の考え方としては、本省令案は、競争ワーキンググループ報告書におけるMVNOの対象の見直しを踏まえたものであり、MNOの見直しの議論が行われていない状況ですから、まずはMNOを含めた対象事業者の見直しに関する意見については、競争環境を適正なものとしていく観点から、総務省において通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて見直しの検討を進めることが適当であるとしております。

続いて、通信料金と端末代金の分離に係る規律の見直し関係です。

意見6を御覧ください。オプテージからです。競争状況を注視し、過度の端末割引等により公正な競争環境が阻害される状況となった場合などにおいては、3年を待たずに更なる見直しの必要性について議論し、必要な措置を講じることを要望との意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見7を御覧ください。ドコモからです。割引上限額について、白ロム割を規制の対象とすること、割引上限額を4万円から8万円の端末は対照価格の50%まで、4万以下の端末は2万円までとすることに賛同との意見です。また、KDDIから、割引上限

額について、競争WG報告書を踏まえたもので賛同、転売ヤーや1円端末等の問題に対して一定の効果があるとの意見です。

審議会の考え方としては、賛同の御意見として承るとしております。

意見8を御覧ください。全国消費生活相談員協会からです。見直しにより具体的にどう変わるのか、分かりやすく説明を行っていただきたいとの意見です。

審議会の考え方としては、総務省において、適切な説明や周知を行うことが適当としております。

意見9を御覧ください。全国携帯電話販売代理店協会からです。不良在庫端末の特例について、見直しの検討をしていただきたいとの意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見10を御覧ください。全国携帯電話販売代理店協会からです。廉価端末特例は、4万円以下の価格帯の端末のうち、お客さんに受け入れられる実態としての廉価端末額にすべきとの意見です。

審議会の考え方としては、端末割引上限額の最低額を2万円とするため、廉価端末の特例の対象となる端末の対照価格についても2万円とすることが適当としております。

意見11を御覧ください。ソフトバンクからです。3Gの移行完了後も、通信方式変更や周波数移行が発生する可能性が考えられることから、今後の状況に応じて、速やかに制度手当の検討をしていただきたいとの意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見12を御覧ください。個人からで、端末割引の過剰規制は行うべきではないとの意見です。

審議会の考え方としては、過度な端末割引等による誘引性に頼った競争慣行から脱却させ、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては必要な規制であると考え、なお、本省令案による見直しを行ったにもかかわらず、今後、過度な端末値引きの誘引性に頼った競争環境から脱却できない場合には、総務省において、通信サービスと端末販売の在り方を含めた検討が必要になるとしております。

意見13、14を御覧ください。個人からです。意見13、端末購入プログラムは廃

止すべき、意見14、端末の一括値引きを禁止し、分割値引きは端末値引きをしてから分割を組むのではなく、端末の支払いと並行して端末値引きを組むようにすべきとの意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見15を御覧ください。SIMのみ新規契約は、今回の見直しと同様の規律となるのか、また、端末の割賦購入の場合は割引を行い、一括購入の場合は割引をしない販売方法に疑問との意見です。

審議会の考え方としては、SIMのみ新規契約については、本省令案による見直しの対象ではないものの、潜脱行為を防止する観点から、総務省において報告書の提言を踏まえたガイドラインの見直しが行われるものと承知している。端末の割賦販売に関する御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見16を御覧ください。個人からです。新規契約を条件とする利益提供や継続利用割引について、ガイドライン等で考え方と具体的な例示が必要との意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見17を御覧ください。個人からです。端末の割引上限の範囲にはどのような割引が含まれるのか、また、端末の下取り額については注視すべきとの意見です。

審議会の考え方としては、割引上限の対象となる利益提供は、例えば端末代金の値引き、金銭、ポイント、商品券、クーポン等が考えられる、端末の下取り価格に関する意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

引き続き、囲い込みの禁止に係る規律の見直し関係です。

意見18を御覧ください。楽天モバイルからです。競争環境を引き続き注視し、料金・サービス本位の競争環境が実現された際には、電気通信事業法第27条の3第2項第1号の規定に基づき、制約されている利益提供に関するサービスについて対象緩和を要望との意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見19を御覧ください。KDDIから、省令案に賛同との意見です。

考え方としては、賛同の御意見として承るとしております。

意見20を御覧ください。個人からです。長期利用者を優遇すべきとの意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

続いて、附則の施行日関係となります。

意見21を御覧ください。こちらはパブコメの意見を踏まえて修正してはどうかと考えているものでございます。施行日は1月1日以外にすることを要望、具体的には12月27日を要望との御意見でございます。こちら関係事業者等から多く寄せられたものとなっております。

審議会の考え方としましては、事業者等からの要望が施行の前倒しであることに鑑み、年末年始を避けてほしいとの事業者等の意見を尊重することとし、施行日を12月27日に修正することが適当としております。

続いて、その他です。

意見22を御覧ください。個人からです。販売現場などの状況改善にも目を向けてほしいとの意見です。

審議会の考え方としては、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものとしております。

意見23を御覧ください。指定対象事業者見直しに係る告示改正についてでございますが、賛同との御意見でございます。

審議会の考え方としては、賛同の御意見として承るとしております。

以上がパブコメの意見と、それに対する考え方となっております。パブコメを踏まえた主な修正は、施行日の修正となります。最後になりますが、1ページ目が答申書（案）になります。

説明は以上となります。

○山下部会長代理　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは、西村暢史委員、お願いいたします。

○西村（暢）委員　　中央大学の西村でございます。

御説明ありがとうございました。今般の答申案自体に異議はございません。簡単なコメントをさせていただければと思います。

今回の意見に対する考え方では、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものといった表現が複数箇所を確認されます。これ自体は非常に重要かと思えます。資料139-3の47ページ、右肩11のスライド、ここで一部施行あるいは全部施行の時期が示されております。この観点からも、省令のみならず、特に電気通信事業法第27条の3のガイドラインの関係箇所について大きな影響を受けるものと思われまので、ガイドライン等での対応も求められていると思っております。

ただ、直ちに対応すべき点と、今回の規制の見直しを含めた規制の効果を検証していく上で対応すべき点など、事項の切り分けが必要かと思っておりますので、今回の報告書2023の趣旨に基づいた対応をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

それでは、森委員からお願いいたします。

○森委員 御説明ありがとうございました。私は、意見9と意見20について申し上げようと思えます。

意見9ですけれども、不良在庫化したものについて、競争力のある価格で売りたいとの代理店協会のお話はごもつともだと思います。1円まで値引き、12か月経過後は1円までというのは、それは1円なのかどうなのかはあると思えますけれども、確かに、毎年新しい後継機種が出てきてしまうことを考えると、やはり前のものを値下げして売るのは非常にもつともなことといえますか、健全なことだと思いますので、これは考えてあげるべきなのかなと思いました。

意見20は、これは個人からで、いろんなことをおっしゃっていますけれども、やはりポイントは、長期利用者を優遇したほうが良いのではないかということです。これは、個人的には、前からそういうふうな考え方を少し変えたほうが良いんじゃないかなとは思ってまして、確かに長期利用者を優遇することは、それはスイッチングコストを高めることにはもちろんなります。別のところに乗り換えようとする、今まで持っていた長期優遇のメリットが失われることだと思いますけれども、ただやっぱり、乗換え先が非常に魅力的であることでもありますので、やはり、もしそういうところが出てくれば、それは競争ができないわけではないと思えますし、他方において、この人は言い方

は非常に悪いんですけども、悪いというのは口汚くおっしゃっているわけですけども、長期利用者の料金で、いろんなキャンペーンで、割とこんなのはどうなんだろうなと思うような状況になっていて、かつ転売ヤーが得をしている、転売ヤーの独り勝ちになっているのは、この人のおっしゃるとおりだと思いますので、やはり長期利用者の払ったお金の中から、短期で乗り換える人たちが得をするようなキャンペーンが次々と出てくる状況は、やはり長期利用者と短期利用者の間の不公平感の解消が一つの解なのかなと思いますので、今の御方針とは、全体的な流れとは反しますけれども、これからは考えていったほうが良いことなのではないかなと思います。

もちろん競争、スイッチングコストの問題はありますし、そのこととの見合いで考える必要があると思いますけれども、もう少し踏み込んで考えていただいたほうが良いのかなと個人的には思っております。

以上です。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

続いて、相田委員から御発言をお願いいたします。

○相田委員 今の森委員の発言に関しまして、これまで長期に利用してくれている御礼として割引することは何も否定されてないので、これから何年以上契約を結びますというのに対して値引きするのを禁止しているわけですけども、意見20をお寄せされた人がどう理解しているのかもあるかと思っておりますけれども、過去の長期利用を理由として割引することについては特に禁止してないはずなので、考え方の中で、そういうことに触れても良いのかなと思いました。

以上です。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

この後、チャット機能ではどなたも発言を希望していらっしゃいませんが、どなたか今いらっしゃいましたら、御発声お願いいたします。いらっしゃいませんか。

総務省から、今までの委員からの御意見について、発言等ございますでしょうか。

○古田料金サービス課課長補佐 料金サービス課の古田でございます。御意見ありがとうございます。

まず、西村委員からいただいた御意見については、今回いただいた御意見の中で、直ちに今回の省令等の改正を踏まえてガイドラインで対応すべきものと、長期的といたしますか今後検討していくものと2つあるのは御指摘のとおりだと思います。直ちに対応す

べきものについては、今回、省令等が12月27日に施行されるわけでありましてけれども、それに間に合うようにきちんとガイドライン等の改正を総務省としても進めていきたいと考えております。長期的な課題については、今後、競争ルールの検証に関するワーキンググループ等も活用しながら検討していきたいと考えております。

また、森委員からいただいた御意見、2つございましたけれども、不良在庫端末特例については、現行制度においても特例として、不良在庫については普通の割引価格より多く割り引くことができるの特例は設けているところではございますけれども、森委員の御意見のとおり、不良在庫を消化していくことも重要であることは御指摘のとおりだと思いますので、その額が適当であるのかも含めまして、今後の検討課題ではないかと思ったところがございます。

また、長期利用割引については、相田委員からもコメントもあったところではありますが、スイッチングコストが高まるやり方もありますし、高まらないやり方いろいろあると思うわけでありましてけれども、スイッチングコストがなるべく高まらない方向で短期と長期の不公平感が解消されつつ、転売ヤー等が独り勝ちにならないような、そういう意味では、本来であれば利用者が公平に、自分が払った通信料金の便益を還元されるような料金体系というものが望ましいと思っているところではあります。

事務局からは以上となります。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

もしほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第3173号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長代理 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3174号】

○山下部会長代理 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3174号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 料金サービス課の柴田でございます。

資料139-4を御覧ください。本件は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を諮問するものでございます。

次のページが諮問書でございますが、その具体的な内容について、概要資料において説明をさせていただきます。概要資料の表紙にございますとおり、本案は、指定電気通信設備に係る「ビル&キープ方式」の選択可能化に関する制度整備でございます。

続きまして、右肩1ページを御覧ください。

固定電話網のIP網への移行等により想定される環境変化等を踏まえて、電話等の音声サービスに係る接続料におけるビル&キープ方式、すなわち接続する電気通信事業者間で接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式等について、接続料の算定等に関する研究会において検討を行いました。同研究会第七次報告書において、その部分的な導入を図るための方策として、接続当事者間の合意に基づき、ビル&キープ方式を選択可能とすることが適当との提言をいただいたところです。これを踏まえて、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、ビル&キープ方式を選択可能とするため、電気通信事業法関係省令等の一部改正案を作成いたしました。

主な改正事項につきましては、第一種指定電気通信設備の接続約款の認可基準の整備、接続約款上の措置に関する規定の整備、接続料の算定方法等の整備でございます。以降、それぞれ御説明いたします。

続きまして、右肩2ページを御覧ください。まず、改正の経緯でございます。

先ほど触れました接続料の算定等に関する研究会におきましては、音声接続におけるビル&キープの導入も含め、着信事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討を行ったものでございます。その中で、ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当とされたものでございます。また、ビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定電気設備設置事業者が、その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ、他事業者との合意に基づき、ビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当との提言をいただいたものでございます。

続きまして、右肩3ページを御覧ください。今般、制度整備を行おうとしております

指定電気通信設備に係るビル&キープ方式に関する位置づけを示したものでございます。

音声接続におけるビル&キープ方式につきましては、発信側の電気通信事業者が着信側の電気通信事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式でございまして、この選択可能化に当たりましては、これを料金設定の在り方としまして、接続当事者間で次の2点を相互に合意するものと位置づけることとしているものでございます。

その1つ目としまして、発信側事業者の役務提供区間に関する料金を発信側事業者が設定し、着信側事業者の役務提供区間に関する料金を着信側事業者が設定すること、2つ目としまして、発信側事業者は発信側事業者の加入者に、着信側事業者は着信側の加入者に利用者料金を設定し、コストを回収すること。ただし、着信側事業者が設定する料金については、基本料（回線単位料金）として設定することとしているものでございます。また、この方式を採用した場合の事業者間の役務提供、利用者料金、接続料に関する関係は、合意の中身を反映したものでございますが、右下図のようになると考えております。

続きまして、右肩4ページを御覧ください。第一種指定電気通信設備の接続約款の認可基準の整備として、電気通信事業法関係審査基準の改正を行うものでございます。こちらは諮問対象外の事項となりますが、参考まで御説明いたします。

電気通信事業法関係審査基準においては、第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請等に係る審査基準が定められているところでございます。ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方につきましては、先ほどの3ページで申し上げました図の右下の料金設定の別が想定されるものでございますが、そのような料金設定が記載された接続約款変更認可申請があった場合においても、これを認可できることを明確化するものでございます。

具体的には、審査基準の第15条（1）におきまして、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別について、原則、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が、当該料金の支払い先として認識し、または自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていることが規定されております。こちらが通常の事業者間精算方式における基準でございまして、今般、ビル&キープ方式を料金設定の在り方として実現するに当たって、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方が接続約款に定められている場合でも認可できることを明確化する

ため、必要な追記をするものでございます。

続きまして、右肩5ページを御覧ください。ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置に関する規定の整備でございまして、電気通信事業法施行規則の改正を行うものです。

こちらでは、指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないための措置といたしまして、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととし、指定電気通信設備設置事業者は、当該基準に従ってビル&キープ方式に係る合意を行うこととするものでございます。また、当該基準につきまして、具体性・公平性等の観点から、満たすべき要件を規定するものでございます。

右肩6ページが、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準が満たすべき要件でございます。

こちら、イからトまでございますが、基準の具体性に関する事項といたしまして、イのように、接続約款に定められた接続形態のうち、どの接続形態が対象となるかを具体的に定め、ロのように、対称な接続形態の双方について併せて合意するものであること。また、ハのように、合意の適用期間、最低継続期間を定める場合には、その期間を具体的に定めること。ニのように、トラヒック等の接続に係る数量に係る条件を定める場合には、数量の範囲を具体的に定めることとしております。

続いて、基準の公平性に関する事項といたしまして、ホのように、他事業者からビル&キープ方式に係る申入れがあった場合に、当該基準に照らして合意できる場合は合意を拒まないこと。また、ヘのように、電気通信設備の機能の変更又は追加に関する費用——網改造料等でございます——を対象とするものではないこと。トのように、不当な差別的取扱いをするものではないことを規定するものでございます。

続きまして、右肩7ページを御覧ください。ビル&キープ方式に対応するための接続料の算定方法の整備でございまして、第一種指定電気通信設備接続料規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の改正でございます。

ビル&キープ方式の部分的な導入により、指定電気通信設備に係る接続料の算定に影響を及ぼすことは適当ではないため、従前と同様の接続料の算定、すなわち規定の趣旨に記載がございまして「接続料×通信量等＝接続料原価・利潤」の式でございまして、これを維持するために、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者との間の通信量等に

についても、この計算式の中で含むこととするものでございます。

続きまして、右肩 8 ページを御覧ください。第一種指定電気通信設備接続会計規則の改正でございます。

第一種指定電気通信設備接続会計における内部相互補助のモニタリング機能を維持するため、第一種指定電気通信設備設置事業者がビル&キープ方式を採用し、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなくなった場合においても、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を振り替えて整理するものでございます。第一種指定電気通信設備接続会計は、第一種指定電気通信設備設置事業者の会計を管理部門と利用部門に区分し、第一種指定電気通信設備の利用に関して、他事業者と同一の条件の取引を擬制することによって、内部相互補助のモニタリングをしている制度でございます。その中で、第一種指定電気通信設備の管理部門の収入である接続料等については、ビル&キープ方式を採用した場合に、その一部を取得しないこととなりますので、その際の接続会計上の措置としまして、ビル&キープを採用しなかった場合の接続料を振り替えて、第一種指定電気通信設備利用部門に払われていると整理をするものでございます。

続きまして、右肩 9 ページでございます。

附則につきましては、公布の日から施行する案としております。

また、ガイドラインについては、諮問対象外でございますが、接続に関する事業者間協議のプロセス及び協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方を明確化しております「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、接続当事者間の合意がある場合において、ビル&キープ方式を採用することが可能であることを記載するものでございます。

続きまして、右肩 10 ページがスケジュール案でございます。

本日諮問いたしました、この後、1 か月程度の意見募集、それから、再度の意見募集も行いまして、1 月下旬に答申をいただければ、その後速やかに制定するという形で進めていきたいと考えております。

また、今回の改正事項につきましては、必要的諮問事項と諮問を要さない事項を一体として改正いたしたいと考えているものでございますので、意見募集の手續につきましては、これらを併せて総務省において実施させていただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。よろしゅうございますか。

それでは、特に御意見がないと考えまして、本件につきましては、総務省から諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして広く公告し、意見の募集を行うことといたします。また、本件のうち、諮問対象の事項に係る意見招請は2回実施することとされており、1回目の意見募集期間は11月23日（木）から12月22日（金）までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長代理 ありがとうございます。

それでは、それによろしければその旨決定することといたします。

イ 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定について【諮問第3175号】

○山下部会長代理 続きまして、諮問第3175号「特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定について」、総務省から説明をお願いいたします。

○川野利用環境課課長補佐 利用環境課の川野でございます。

諮問3175号「特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定について」御説明させていただきます。概要資料を基に説明させていただきます。右肩1ページ目でございます。

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえまして、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立しております。その一部が令和5年6月に施行となっております。この中で、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に關しまして、利用者情報の適正な取扱いに関する規律を策定しております。

具体的には、赤枠で示しておりますけれども、②安心・安全で信頼できる電気通信サービス・ネットワークの確保の項目の中で、大規模な電気通信事業者が取得する利用者

情報について適正な取扱いを義務づけるものがございますが、こちらは対象事業者を告示で指定するものになっております。こちらは、※印部分に記載しておりますけれども、国外の委託先から日本の利用者に関わるデータにアクセス可能であった事案などを踏まえまして策定しているものになっております。

右肩 2 ページ目でございます。特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律の説明でございます。

目的の部分に記載しておりますけれども、3点挙げさせていただいております。電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することを可能とし、情報漏えい時の迅速な対応が可能となるようにすることや、3点目としまして、事業者自らPDCAを実施することで、情報の適正な取扱い体制を確保すること等を目的としております。枠の中に記載させていただいておりますけれども、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する規律としまして、5点挙げさせていただいております。特定利用者情報の取扱規程の策定・届出、取扱方針の策定・公表、取扱状況の自己評価、そちらの反映、統括責任者の選任・届出等、漏えい時の報告といったものになっておりまして、これらが上に書いております目的に対応するものと考えております。

こちらを実施することで、資料の下に書かせていただいておりますけれども、情報の適正な取扱い体制を確保し、それにより利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能になるといった制度となっております。

具体的な指定の内容について右肩 3 ページ目になっております。

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 20 において、無料の電気通信役務の場合、利用者が 1,000 万以上、有料の場合は 500 万以上とされておりまして、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が対象となっております。

具体的には、資料の下の表の中に記載させていただいております 19 社を指定する予定となっております。前述したものに該当する役務を提供する事業者が対象となるところでございまして、アイウエオ順で、iTunes から Wireless City Planning までを指定することとしております。

本審議会でご審議いただき、答申をいただきました場合は、告示の官報掲載の手続等に入りまして、12月中に指定、来年1月頃に当該制度の適用を考えているところでご

ざいます。また今後、今年度の利用者数に関する報告規則が来年度に年次報告がござい
ますので、これらの状況を受けまして指定・解除といった流れを考えているところで
ございます。

簡単ではございますが、説明以上になります。御審議のほどどうぞよろしくお願
いいたします。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたら、チャット機
能にてお申し出ください。

森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。

私も、特に今回の告示制定に異論があるわけではないのですけれども、やはり制度の
検討過程で、対象があまりにも大規模事業者に限られているのではないかとの意見が出
ておまして、私もそれはそうだなと思っておりました。利用者情報の保護は、基本的
にはあまり事業者の大小を問わないものでありまして、ただ問題は、規制との関係で、
対応力があるかどうかのところには影響があり、小さな事業者に大変なことをさせるの
は厳しいのかなと思います。また、たくさんユーザーを抱えているからしっかりやりな
さいというのも、これまたそのとおりでございます。

ただ、今回の特定利用者情報の規律は、それほど厳しいものではないようにお見受け
をしておまして、特に個人情報保護法とのバランスにも配慮した、二重のことをしな
くていいような、そういう体系にもなっておりますので、今後必要に応じて、指定の範
囲は見直されるべきものかなと考えております。

以上です。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。今、お書き込み中でございましたら御発声いただきたい
と思いますが、いかがですか。特にございませんか。

今の御意見は、御賛同の御意見とお見受けしますので、特に事務局にお答えいただく
ということではないかと思うのですが、総務省、いかがでしょうか。

○川野利用環境課課長補佐 森委員から頂戴しました意見を踏まえまして、まずは制度
運用し、そして検討をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第3175号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長代理　ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

○山下部会長代理　以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、事務局からは何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下部会長代理　ありがとうございます。

本日は、三友部会長が御欠席でしたので不手際があったかもしれませんが、御容赦くださいませ。

以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会